

2022年12月1日  
サミットエナジー株式会社

### サミットエナジーDR 実証実験規約（特別高圧/高圧）

サミットエナジーDR 実証実験規約（以下、「本規約」といいます。）は、電力安定供給のため使用量（需要）と発電量（供給）のバランスを保つことを目的としたDR（デマンドレスポンス）の効果検証のための実証実験（以下、本プログラム）の条件について定めるもの。なお、本規約で用いる用語については、別途の定めのない限り、当社の電気需給約款（高圧/特別高圧）で定める意味とする。

#### 1. 適用対象

- (1) 本規約の適用対象は下記のイ～へをすべて満たしているお客さまが対象となります。
  - イ お客さまが本プログラムの目的および本プログラムが実証実験であることを理解していること。
  - ロ お客さまが、当社が提供する法人向け電気需給契約(特別高圧/高圧)を締結し、2022年12月検針分開始までに供給開始となっていること
  - ハ お客さまが、本規約および前項で定める当社との電気需給契約の内容に承諾いただき、当社が定める申込期間内に当社所定の様式にて本プログラム参加申込をしていただくこと
  - ニ お客さまが、本プログラム実施期間中の解約もしくは移転を行わないことに承諾いただいただくこと
  - ホ 本プログラムに関連したアンケートを当社が実施した場合にお客さまがご回答いただけることに承諾いただくこと。
  - へ お客さまが本プログラムに参加することを当社が承諾していること

#### 2. 本プログラムについて

- (1) 本プログラムの実施期間は2022年12月1日～2023年3月末まで。なお、そのうち当社からDRの指令を実施する期間は2022年12月20日～2023年2月28日まで、本プログラムへの一次参加申込は2022年12月1日～2022年12月9日まで、最終参加申し込みは12月28日まで、この場合の実施期間は2023年1月13日～2月28日までとなります。
- (2) 本プログラムの実施期間中の解約は原則禁止となります。
- (3) DRの実施日時は当社が指定する日時となります。
- (4) 本プログラムへ参加申込後、以下のいずれかに該当した場合、当社はお客さまを本

プログラムの参加対象外とする場合がございます。また、本プログラムの参加対象外となった場合は、付与されたポイントは無効となります。

- イ お客さまによる当社との電気需給契約のお申し込み取り消しや、当社から電気需給契約の解除など、本プログラムの参加申込期間および実施期間に当社との電気需給契約が確認できなかった場合。
- ロ 本プログラムの実施期間に節電量を計算するための必要な電力データが入手できなかった場合
- ハ その他本規約違反、当社の電気需給約款（高圧/特別高圧）または電気供給約款[低圧](法人)違反、または当社が本プログラムの参加が相応しくないと判断した場合。

### 3. 本プログラムで行う DR について

1. 本プログラムにおける DR は当社が指定した時間帯に「電気の使用を減らす（下げ）DR」になります。
2. DR の効果は、当社が算定するお客さまの標準的な電気使用量（以下、「ベースライン」という。）及びお客さまの実際の電気使用量の差分（以下、「節電量」という。）に基づき当社が決定します。
3. 当社が本プログラムにおいて行う DR の手法は以下になります。
  - イ 当社からメールにより DR 実施前日の正午頃までに予め通知する時間帯に、お客さま自らが空調、照明、動力機械等の使い方を工夫し節電していただくことで電気の使用を減らす DR(以下「行動変容型 DR」といいます。)
4. 行動変容型 DR により発生した損害については、当社は何らの責任も負わないものとします。
5. 節電量の基準となるベースラインは、政府が公表する「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」に記載されている手法を参考に、お客さまそれぞれの標準的な電力使用量を当社が予測して作成します。

### 4. インセンティブの付与

- (1) インセンティブは、節電量 1kWh につき 10 ポイントを付与。
- (2) 1 ポイントにつき 1 円分に交換されます。
- (3) 付与は本プラン実施期間終了後の 2022 年 3 月予定。
- (4) 本プログラムではお客さまの需要地点において、一般送配電事業者が設置したスマートメーターから送られる使用電力量のデータをもとにベースラインや節電量を計算します。よって、スマートメーター未設置やシステム障害、通信障害などにより、使用電力量データが一般送配電事業者から当社へ連携されない場合、または使用電力量データが欠損していた場合などにおいてベースラインもしくは節電量が算定で

きずインセンティブであるポイントが付与できない場合があります。

- (5) 一般送配電事業者の事情により使用電力量データが後日訂正される場合がございますが、そのような場合においても当社はベースラインや節電量の修正を行わない場合がございます。
- (6) 付与したポイントは 本プログラムが終了し、支払通知書を発行された時点で失効します。

## 5. 取得データの取り扱い

本プログラムにおいて取得した個人情報ならびに電気使用量データ、DR 実績データ、アンケート結果等は当社にて今後の当社サービス向上のため活用します。なお、上記以外の情報の取り扱いについては、当社の電気需給約款(高圧/特別高圧)55条に従って、情報を適切に取り扱うものとします。

## 6. 注意事項

- (1) 本プログラムの実施にあたり、当社は業務の全部もしくは一部を第三者に委託する場合があります。その場合、お客さまの個人情報(供給地点特定番号、電気使用量およびメールアドレス等)を委託先の第三者と共同利用します。なお、これらの個人情報の管理責任は当社が有するものとします。
- (2) 本プログラムでは DR 実施時間帯のメール通知のため、米国のメール配信サービス SendGrid を使用します。SendGrid の情報管理体制、取得しているセキュリティ認証については SendGrid のホームページ<sup>1</sup>を参照ください。また、米国では州ごとに制定された個人情報保護制度によって情報の取り扱いが規制されます。SendGrid が利用するサーバーの設置場所は SendGrid FAQs<sup>2</sup>を参照ください。
- (3) 本規約に基づき当社が行った行為及び本プログラムに関連して参加者に損害が生じた場合には、当社に故意又は重過失がない限り、当社は一切の損害賠償責任を負わず、参加者は当社に対して何らの要求、請求等を行うことができないものとします。また、いかなる場合も、当社の賠償義務は、直接、通常かつ現実に生じた損害に限られるものとします。
- (4) 当社は、本規約の記載事項を変更する場合があります。その場合、変更後の内容を本プログラムへ参加されているお客さまへ適用します。本規約の記載事項の変更はメールにての通知または当社が適当と考える方法にて通知します。

---

<sup>1</sup> SendGrid ホームページ：よくあるご質問

<https://support.sendgrid.kke.co.jp/hc/ja/articles/115000151702-%E3%81%A9%E3%81%AE%E3%82%88%E3%81%86%E3%81%AA%E3%82%BB%E3%82%AD%E3%83%A5%E3%83%AA%E3%83%86%E3%82%A3%E5%AF%BE%E7%AD%96%E3%81%8C%E3%81%A8%E3%82%89%E3%82%8C%E3%81%A6%E3%81%84%E3%81%BE%E3%81%99%E3%81%8B>

<sup>2</sup> SendGrid FAQs：Where are SendGrid data centers located?

<https://sendgrid.com/files/SendGrid-FAQ.pdf>

- (5) 本実証実験に関する問い合わせは当社が指定するメールアドレスにお問合せをお願いします。なお、問合せに対しての返答に関しては、お時間がかかる場合がございますことを予めご了承ください。

#### 7. その他

本規約に定めのない事項に関しては、当社の電気需給約款（高圧/特別高圧）で定める内容に従うものとします。

以上